

検定派遣人員基準

	新 設	継 続
第1種	本部検定員（1名） 該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（2名）	本部検定員（1名） 該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（1名）
第2種	本部検定員（1名） 該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（2名）	本部検定員（1名） 該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（1名）
第3種	本部検定員（1名） 該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（1名）	該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（1名）
第4種	該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（2名）	該当都道府県技術役員（2名）
長距離 競走路 ならびに 競歩路	本部検定員（1名） 該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（2名）	該当都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（2名）
	自転車計測員の場合は IAAF/AIMS の基準を準拠し 3 名を派遣する。	
I A A F : クラス 1 ・ クラス 2		本部検定員（3名） 該当都道府県検定員（1名） 隣接都道府県検定員（1名） 該当都道府県技術役員（2名）

◎ 上記を原則とするが、必要に応じては本部検定員および増員派遣をすることもある。

◎ 2011年4月1日より実施。